

「ハワイ諸島産ケイト種及びヘイデン種のマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成 12 年 5 月 17 日 12 農産第 2891 号農産園芸局長通達) 一部改正
正新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表 2 の付表第 36 のハワイ諸島産ケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実(以下「生果実」という。)に係る植物検疫の実施については、平成 12 年 5 月 17 日農林水産省告示第 713 号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 蒸熱処理施設 告示 4 の蒸熱処理施設は、次の条件を満たすものとされている。 (1) 自動温湿度記録装置が設備されていること。 (2) 自動温湿度記録装置の温度計は、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心部の温度(ただし、同一蒸熱処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心部の温度。以下同じ。)並びに蒸熱処理施設内の空間温度を測定できるものであること。 (3) 自動温湿度記録装置の湿度計は、蒸熱処理施設内の空間湿度を測定できるものであること。 2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示 6 の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。 ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料(通気孔を設ける場合は、孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)で包み込んでいること。 イ 通気孔に網(孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。以下同じ。)が張られているこん包を使用すること。 ウ こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。 (2) こん包場所 告示 6 の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。 ア 蒸熱処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網が張られている等、チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群及びウリミバエの侵入を防止するための設備があること。 イ 消毒済み生果実の専用のこん包場所であること。 ウ (略)	植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表 2 の付表第 36 のハワイ諸島産ケイト種及びヘイデン種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、平成 12 年 5 月 17 日農林水産省告示第 713 号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 告示 4 の生産地における消毒の蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものとする。 (1) 自記記録式の温湿度計が設備されていること。 (2) 自記記録式温湿度計の温度の測定装置は、積み上げた生果実の上部、中部及び下部の果実の中心温度(ただし、蒸熱処理施設が差圧式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心温度。以下同じ。)並びに蒸熱処理施設内の 1 か所以上の空間温度を測定できるものであること。 (3) 自記記録式温湿度計の湿度の測定装置は、蒸熱処理施設内の空間湿度を測定できるものであること。 2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示 6 の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満たしているものとする。 ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料(通気孔に孔を設けている場合は孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)で包み込んでいること。 イ 通気孔に網(孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)が張られていること。 ウ こん包又は束ねたこん包全体が網(孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)で覆われていること。 (2) こん包場所 告示 6 の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。 ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網(孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)が張られている等、チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群及びウリミバエ(以下「ミバエ類」という。)の侵入を防止するための設備があること。 イ 消毒済みマンゴウ生果実の専用こん包場所であること。 ウ (略)

3 保管場所及び保管期間

(1) 告示7の保管場所は、次のいずれかの条件を満たすものとされている。

- ア 低温施設を具備した消毒済み生果実の専用の保管施設であること。
イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済み生果実を陳列し、販売する小売店であること。

(2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から14日以内とするものとされている。

(3) (2)の保管期間を超えた消毒済み生果実については、当該こん包に係る植物検疫証明書又は植物検疫証票を抹消するものとされている。

4 蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の調査

植物防疫官は、告示4の蒸熱処理施設、告示6の(2)のこん包場所及び告示7の保管場所について、それぞれ1、2の(2)及び3の(1)の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上アメリカ合衆国植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。

(削除)

5 検査及び消毒の実施の確認

(削除)

(1) 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 蒸熱処理施設において、生果実の中心部の温度が飽和蒸気により摂氏47.2度に達したことを確認すること。

イ 生果実の中心部の温度の測定点が正確であったことを確認すること。

ウ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示4の消毒の実施記録を確認し、消毒が的確に実施されたことを確認すること。

(2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に立会い、行うものとする。

ア 生果実のこん包数の1パーセント以上について、検疫有害動植物がないことを確認すること。

イ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、検査においてチチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群及びウリミバエ等検疫有害動植物がなかったことを確認すること。

(3) (1)の確認の結果、消毒が的確に実施されていないと判断された

3 保管場所及び保管期間

(1) 告示7の保管場所は、ホノルル国際空港内の施設であって、アメリカ合衆国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。

ア 低温施設を具備した消毒済みマンゴウ専用保管施設

イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みマンゴウを陳列し、販売する小売店

(2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から14日以内とするものとする。

(3) (2)の保管期間を超えたマンゴウ生果実については、当該こん包の表面に貼付されている植物検疫証票を抹消されるものとする。

4 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査

(1) 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査は、原則としてアメリカ合衆国植物防疫機関の行うこれらの施設及び場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

(2) (1)の調査は、原則として1年に1回以上行うものとする。

5 検査及び消毒の確認

告示5の検査及び消毒の確認は、原則として1年に1回以上消毒施設において、次により行うものとする。

(1) 消毒実施の確認

ア 蒸熱処理施設内に積みあげられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心が飽和水蒸気により47.2度に達したこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認すること。

イ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示4の消毒の実施記録を確認し、消毒実施が十分であったことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア 生果実のこん包数の1パーセント以上について行い、検疫有害動植物のいないことを確認すること。

イ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した輸出検査の記録を確認し、輸出検査においてミバエ類等検疫有害動植物の発見がなかったことを確認すること。

(3) (1)及び(2)の結果、消毒実施が不十分であると判断されたと

とき又は(2)の確認の結果、チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが発見されたときは、その原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停止するものとされている。

6 植物検疫証票

告示6の植物検疫証票は、次の字句の内容を含むものとされている。

PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL
FOR HAWAIIAN MANGO

Master Certificate No.

Package No.

Date of Disinfection:

Certified by

(APHIS Inspector)

(削除)

7 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、原則として1年に1回以上アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア 保管数量及び輸出数量

イ (略)

ウ 植物検疫証明書及び植物検疫証票の抹消状況

エ (略)

(2) アメリカ合衆国植物防疫機関は、(1)の保管状況の確認を円滑に行うため、保管場所を管理する責任者に対し、(1)のアからエまでに掲げる事項を記録させるものとされている。

(削除)

8 表示

(1) 告示9の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行うものとされている。

ア・イ (略)

(2) 航空携行手荷物のこん包の表面には、次の内容を含む日本語及び英語の注意書きを表示するものとされている。

ア 当該生果実は、日本の飛行場に到着後、直ちに植物検疫を受けなければならないこと。

イ その検査前に封印を破ると、当該生果実の輸入が禁止されること。

き又はミバエ類が発見されたときは、その原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、原因が判明するまでは以後の輸出を停止する。

6 検疫証明書

ア 生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票を各こん包の表面にちょう付するものとする。

PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL
FOR HAWAIIAN MANGO

Master Certificate No. _____

Package No. _____

Date of Disinfection: _____

Certified by _____

(USDA Inspector)

イ アの場合において、植物検疫証票をちょう付する場合には、植物検疫証明書をあらかじめ植物防疫所に送付するものとする。

7 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア 保管数量と輸出数量

イ (略)

ウ 植物検疫証票の抹消状況

エ (略)

(2) 植物防疫官は、上記の保管状況の確認を円滑に行うため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し、必要事項を記録させることができるものとする。

(3) (1)の確認は、原則として1年に1回以上実施するものとする。

8 表示

(1) 告示9の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

ア・イ (略)

(2) 航空携行手荷物のこん包の表面には、次の内容を含む和文及び英文の注意書きを表示させるものとする。

ア 当該マンゴウ生果実は、日本の飛行場に到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。

イ その検査前に封印を破ると当該マンゴウ生果実は、輸入禁止とな

9 輸入検査

(1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書又は植物検疫証票を確認して輸入検査を行うものとする。なお、植物検疫証票を確認して行う場合は、告示8の植物検疫証明書又はその写しが植物防疫所にあらかじめ送付されていることを確認するものとする。

(削除)

(2) 植物防疫官は、航空携行手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証明書又は植物検疫証票を抹消するものとする。

(3) 植物防疫官は、植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がこん包になされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(5) 植物防疫官は、チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが付着した原因についてアメリカ合衆国植物検疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

ること。

9 輸入検査

(1) 貨物として輸入される場合、輸入検査は、輸入港において当該生果実と添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。

(2) 航空携行手荷物として輸入される場合、輸入検査は、輸入飛行場において当該生果実と貼付されている植物検疫証明書又は植物検疫証票を確認して行うものとする。

(3) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(2)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証明書又は植物検疫証票を抹消するものとする。

(4) 植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がこん包になされていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われた消毒施設で処理された荷口でない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(5) 上記以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(6) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ アのミバエ類が付着した原因についてアメリカ合衆国植物検疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。